

環境物品等の調達の推進を図るための方針

平成 27 年 5 月
国立大学法人東京芸術大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の平成 27 年度における調達の目標

平成 27 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成 27 年 2 月 3 日閣議決定）。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は 100 %とする。 ただし、本学の特殊事情を考慮し、印刷用紙に関しては 95 %とする。
---	--

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印	調達を実施する品目については、調達目標は 100 %とする。
--	--------------------------------

ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー	
ステープラー（汎用型以外）	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
粘着テープ（布粘着）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウェットタイプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OH P フィルム	
絵筆	

絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付・首下げ型） 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外）	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	---

ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	
---	--

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	平成２７年度に購入する物品及び平成２７年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は１００％とする。
--	---

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	平成２７年度に購入する物品及び平成２７年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は１００％とする。
--	---

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	平成２７年度に購入する物品及び平成２７年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は１００％とする。
---	---

7. 移動電話等

携帯電話 PHS	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
-------------	------------------------------

スマートフォン	
---------	--

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

11. 照明

蛍光灯照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ 電球形状のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

12. 自動車等

自動車	購入する場合及び賃貸借及びリース契約を行う場合は、ハイブリッド車又は超低排出ガス車とする。
E T C 対応車載器 カーナビゲーションシステム 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

13. 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

14. 制服・作業服

制服 作業服 帽子	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----------------	--------------------------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------	--------------------------

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

18. 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

19. 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水 缶詰	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----------------	--------------------------

アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機	
--	--

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

公共工事の構成要素である資材、建設機械、工法及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ調達を積極的に推進する。

21. 役 務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 清掃 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 蛍光灯機能提供業務 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 但し、印刷に関しては本学の特殊事情を考慮し95%とする。
--	--

Ⅱ 特定調達物品等以外の平成27年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

物品の選択にあたっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 学内にグリーン（環境物品等）調達のための連絡会議を設置する。体制概要は別紙のとおり。
2. 本調達方針は、全ての部局を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達数量ができる限り少なくなるよう努める。
5. 機器類については、状況等を踏まえ修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
8. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001もしくは環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するよう努める。
9. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
10. 本調達方針に基づく物品調達担当窓口は事務局戦略企画課及び各部局会計担当係、公共工事担当窓口は施設課企画係とする。